

利用手続きの流れと注意点

三沢・八戸・松島飛行場周辺、三沢対地射爆撃場周辺及び王城寺原演習場周辺における国有地（防衛省所管）の使用を希望される方へ

東北防衛局 企画部 施設管理課

三沢・八戸・松島飛行場周辺、三沢対地射爆撃場周辺及び王城寺原演習場周辺において、防衛省で所有している国有地については、これまで公共を目的とした使用に限って地方公共団体等へ使用許可を行ってきました。

この度、土地の有効活用を図る観点から、買入れた土地の行政目的を妨げない範囲で、一定の条件のもと、個人・企業等への使用許可を行うこととしました。

国有地の使用を希望される場合は、以下のとおりの手続きになります。



※（様式1～5、様式7、様式9）については、電子ファイルでの作成及び電子メールでの提出が可能です。